

- 資格確認書は、国保法第9条第2項により、「被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに求めに応じて交付する」と規定されている。
- ただし、当面の間は、マイナ保険証を保有していない方には、申請によらず職権交付することとなっている。
- 今回、報道等を受け、一部市町村から「マイナ保険証の保有状況に関わらず、一律で職権交付していいのか」とご質問をいただいたことから、改めて現状について確認し、整理する。

【国の考え方】

- ◇ R7.5.30付け事務連絡のとおり、「全員一律に資格確認書を交付する状況ではない」
- ◇ 一方で、R7.6.6、衆院厚生労働委員会で、厚労大臣は、「（資格確認書の交付は、）自治事務なので、自治体の判断になる」としたうえで、「被保険者全員に『資格確認書』を一律に交付する必要があるとは考えていない」と答弁。（同日付け報道より抜粋）

一律交付する場合、各市町村で対応（解消）が必要になる事項

- ・ 増大が見込まれる事務負担への対応が必要。
- ・ 印刷代や郵送料等の予算確保が必要。
- ・ 国保連合会へ委託している場合、R7委託数量等は確定しており、現時点での変更は時間的に困難。

資格確認書の交付に関する考え方と府内43市町村における対応

- ◆ 資格確認書の交付対象等は、マイナ保険証の利用促進と併せ、府民に広報しているところ。
- ◆ 府内市町村で異なる取扱いをすることで、府民に不安や混乱を招くことはできない。
- ◆ 府内統一した取組みとして、マイナ保険証を保有している方に対し、全員一律に職権による資格確認書の交付は行わない。